

保護者各位

藤嶺学園藤沢高等学校
校長 林 学

「令和 5 年度 就学支援金(家計急変支援制度)事前相談」受付について(お知らせ)

秋冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

本日は、神奈川県庁より「就学支援金(家計急変支援制度)事前相談」受付に関する通知が参りましたのでお知らせいたします。本年 9 月 29 日付け文書にてお知らせの通り「就学支援金・学費補助金」に関しましては、既に交付決定・補助金支給手続が終了しておりますので、今回受付対象となるのは『通常の就学支援金と学費補助金により未だ補助上限額を受給していない(家計急変支援制度の申請を行うと補助額が増になる)ご家庭』に限りますのでご注意ください。

別紙リーフレットをご一読頂き、該当するご家庭におかれましては下記受付期間内に事務室にお申出・ご相談下さい。

【就学支援金(家計急変支援制度)の概要】

1 主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約 590 万円未満相当まで減少

- 家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要です。
- 入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となります。
- 再就職するなど、推計年収が約 590 万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要があります。
- 世帯年収約 590 万円は、両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です(実際の審査では「算定基準額に相当する額」で確認します)。

2 家計急変事由

- 主な家計急変事由は次のとおりです。
- (1)保護者等が会社員など被雇用者の場合
 - 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと(その後 90 日以上就労困難)
 - 自己の責めに帰することのできない理由による離職
(例:会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職(倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職))
- (2)保護者等が自営業者などの場合
 - 負傷・疾病による療養のための廃業・休業(その後 90 日以上就労困難)
 - 営む事業が債務超過等の状況となり、その事業を廃止等した場合
 - 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難な場合
 - 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等(90 日以上)のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
 - 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等(事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が 30 日以上、または、常時の介護が必要なもの)のために事業の廃止を余儀なくされた場合
- (3)(1)(2)以外の場合で、自己の責めに帰することのできない場合
 - 被災により就労が困難となった場合等

3 受付期間

- 令和 5 年 10 月 26 日(木)~令和 5 年 11 月 10 日(金)正午までの間に、事務室 佐藤 jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp まで E メールにてお申出・ご相談下さい。(お申出・ご相談の際は裏面の〈必須記載事項〉〈留意点〉〈相談例〉を御確認頂き、可能な限り詳細に御記載下さい。)

E メールには、家計急変事由の詳細について可能な限り詳細に記載してください。

<必須記載事項>

- 家計急変前の保護者等全員の勤務形態(給与所得者、自営業、法人役員、年金受給者、無職等)
⇒ 給与所得者の場合、会社の役員か役員以外かを必ず記載してください。
- どの保護者等にどのような家計急変事由が生じたのか
- 家計急変後の勤務形態及び収入見込み(無給、失業保険・傷病手当受給等)
- (家計急変後に再就職・復職等した方のみ)再就職・復職等後の収入見込み
- 家計急変事由のない保護者がいる場合、その収入見込み

<留意点>

- 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外です。
- 保護者等の死亡や離婚は対象外です。
通常の就学支援金で「保護者等情報変更届出」の手続きを行ってください。
- 事前相談の時点では、証明書類等はなくとも結構です。相談例を参考に可能な限り詳細に御記載ください。

<相談例(1)>

- ・家計急変前は、父は会社員(役員ではない)、母は専業主婦(控除対象配偶者)
- ・離職前は約 800 万円(父:約 800 万円、母:収入なし)の収入があった。給与所得以外の収入はない。

- ・令和5年7月 20 日に父親が脳梗塞で入院。令和5年8月 20 日に退院し、現在は自宅療養中。
- ・退院後リハビリを行っているが、半身まひが残っており、医師からは現在の仕事を続けることは難しいと言われている。また、別の仕事に就くとしても、11月 20 日頃までは療養期間が必要との診断を受けている。

- ・会社は令和5年7月 20 日以降出勤しておらず、現在、療養休職中。今後の状況次第では退職をするかもしれない。
- ・傷病手当以外の収入はない。
- ・父親の介護が必要なため、母親も就職予定はない。

<相談例(2)>

- ・家計急変前は、共働きであり、父は自営業(飲食業)を経営、母は父の自営業以外でパート(控除対象配偶者ではない)をしていた。
- ・家計急変前は父母合わせて約 780 万円ほどの収入があった(父:約 600 万円、母約 180 万円)。
- ・家計急変が生じたのは父であり、母の収入は現在も変動はない。

- ・令和4年5月頃から物価高騰による原料の値上げにより営んでいた飲食業の業績が悪化、店舗の賃借料の値上げ等もあり、債務超過の状況になった。
- ・令和5年7月 20 日に破産手続き開始の申立てを行った。
- ・令和5年8月 27 日に破産手続き開始決定がされ、現在破産手続き中である。
- ・令和5年9月1日から父が新たにパートを開始し、月 17 万円ほどの収入を得られる見込みである。

家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方や、現在受給していても、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

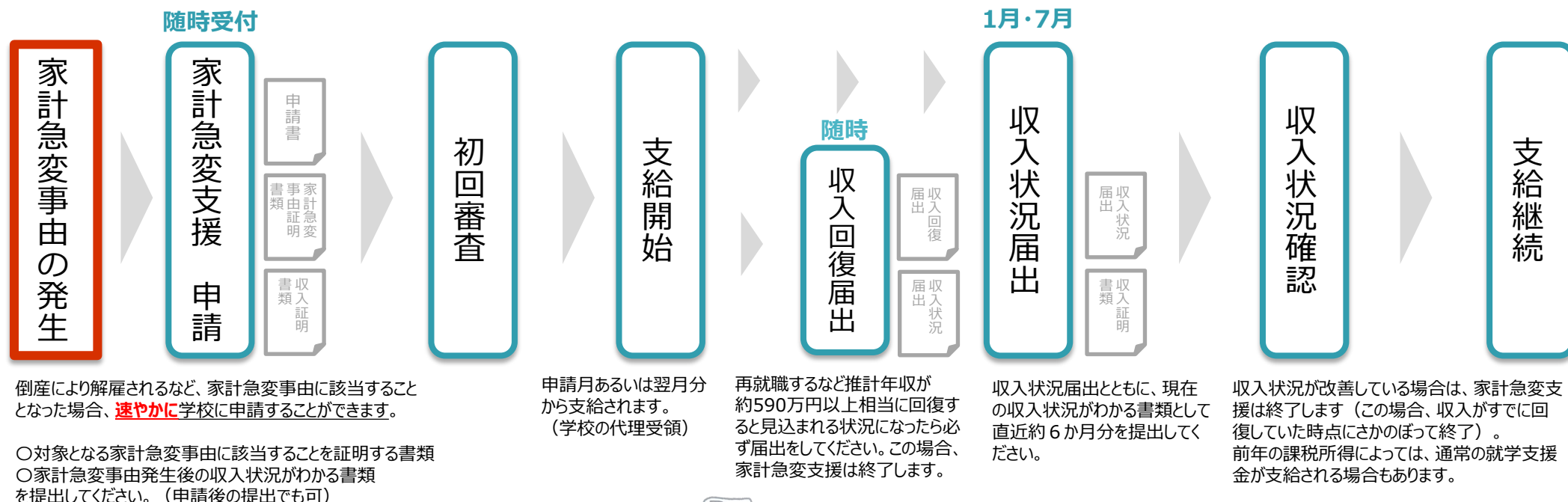
- ※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要
- ※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる
- ※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり
- ※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安



支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

- ※通常の就学支援金における約590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ
- ※公立高校などの場合で、現在すでに支給限度額を受給している（授業料に相当する額を受給している）方の場合は、支給額が変更とならないため、申請は不要です



申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・ 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ・ 自己の責めに帰すことのできない理由による離職※

※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象

（例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職））

離職理由コード	離職理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A）、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。）

2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・ 負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
- ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
※破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ・ 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
- ・ 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ・ 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ・ 被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）

※会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合がある。

※詳細は、「家計急変支援申請の手引き」及び同手引き内にある「家計急変事由対象一覧」を参照。

■ 対象とならない場合

- ・ 定年退職、自己の責めに帰す理由による自己都合退職 等

※対象となる事由は「家計急変事由対象一覧」を参照。

※保護者等の死亡や離婚は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出をすることで通常の就学支援金の対象となる場合がある。

○家計急変事由証明書類

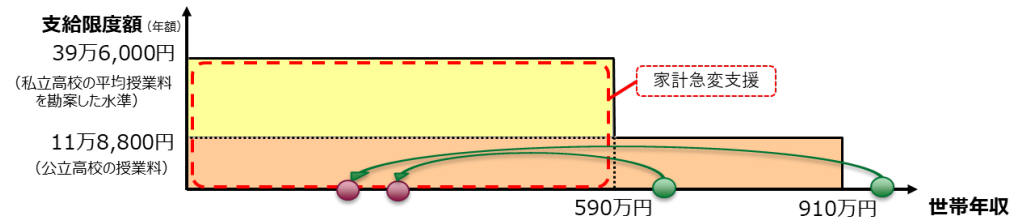
家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。

（例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる



〔実際には家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、省令で定める「算定基準額に相当する額」が154,500円未満になった場合に対象となる。〕

■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※ 入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。

（すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合はその翌月の前3か月）

※ 1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

※ 算定方法の詳細は「家計急変支援申請の手引き」を参照。なお、申請時の計算には同手引き内にある「年収推計シート」を用いて算出する。

算定基準額に相当する額 < 154,500円

算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6%
- 市町村民税の調整控除の額に相当する額

※ 1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。

※ 2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

○収入証明書類

・ 課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のものは不要）。

（例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等）

・ 離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含まない。

※ 課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。



要件の詳細は「家計急変支援申請の手引き」等を参照してください。

文部科学省

家計急変支援制度サイト

「家計急変支援申請の手引き」「家計急変事由対象一覧」「年収推計シート」



※ Excel形式の資料は「家計急変支援制度サイト」に掲載しています。

（令和5年3月31日現在）